

2002年1月10日  
(平成14年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横尾裕夫

下水道使用料賦課徴収業務における県企業庁水道局への下水道データ外部提供と外部提供することに伴う本人通知の省略及びオンライン結合について（答申）

2001年（平成13年）12月26日付けで諮問された、下水道使用料賦課徴収業務における県企業庁水道局への下水道データ外部提供と外部提供することに伴う本人通知の省略及びオンライン結合について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。
- (3) 同条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

## 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由並びにコンピュータ利用の必要性、安全対策等は次のとおりである。

### (1) 本業務の概要について

ア 現在本市では、水道料金の賦課徴収を行っている神奈川県企業庁水道局（以下「水道局」という。）から、上水道使用者の氏名・住所・使用水量等の情報提供を受け、下水道条例に基づき下水道使用料の賦課徴収を行っている。料金算定の基礎となる使用水量等のデータを共用し、事務や経費に共通する部分が多い水道料金と下水道使用料を、別々に執行することは効率的でなく、また、

使用者にとっても手続きや問い合わせをそれぞれに行わなければならない等、利便性に欠ける状況にある。

イ そこで、事務の効率性と使用者の利便性の向上を図ることを目的に、水道局から上水の供給を受けている県下22の市町と水道局が協議を行い、平成15年4月から賦課徴収業務を水道局に一元化する「上下水道料金一括納付制度」を実施することで合意し、平成12年3月27日に実施する覚書を締結した。

ウ この制度を実施するためには、上下水道情報を一元管理するシステムが必要であるが、この新システムは上下水道料金管理システムとして、平成14年9月に完成させ、同年10月から実際のデータを使用したテストを行う予定である。

## (2) 外部提供する必要性

ア 水道局で水道料金と下水道使用料を一括して賦課するためには、下水道情報を水道局に提供し、下水道使用料算定に反映させる必要があることから、外部提供する必要性がある。

イ 平成15年3月末現在の下水道使用者については、制度移行時に約14万件の下水道使用者全ての下水道情報を水道局に提供する。なお、制度実施前のテストと移行時の下水道情報の提供については、磁気テープで行う。

下水道敷設等により、新たに下水道に接続した者を下水道使用料納付義務者として決定する事務や、使用料の減額又は免除や井水使用者に対する汚水排除量を決定する事務は、制度実施後も従前どおり本市が執行することになるため、本市で決定したこれらの情報については、上下水道料金管理システムにデータ入力し、オンラインで水道局に提供することとなる。

## (3) 本人に通知しないことの合理的理由について

下水道使用料の賦課は、制度移行後も本市の条例に基づいて行われるため、使用者に通知しないことが特に本人の不利益となるもではなく、また、移行時の対象件数が全使用者約14万件と件数が多く、通知に係る費用や事務量を過分に要し、業務の効率性が著しく損なわれてしまうため、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

## (4) コンピュータ利用の必要性及び安全対策について

ア 制度実施後は水道局と市が同じ情報を基に業務を行うため、最新の情報を共有する必要があり、それぞれの情報をオンラインで結合する必要がある。

イ 各市町の上下水道情報については、使用者個々の情報に市町コードを設定して識別・管理されるため、照会やデータ入力のためアクセスした市町は、当該市町以外の情報を検索、更新することができないようになっている。

ウ 日常的な処理体制及び安全対策としては、職員個々に設定したパスワードによりログインすることで、本市がアクセスしたことが識別されるので、他の市

町の情報は検索できないことになる。また、本業務における個人情報の保護及び安全対策を図るため、「藤沢市コンピュータ管理運営規程」及び「パーソナルコンピュータ運用基準」並びに「藤沢市下水道システム業務取扱要領」に基づき、運用する。

### 3 審議会の判断理由

#### (1) 外部提供する必要性について

水道局で水道料金と下水道使用料を一括して賦課するためには、下水道情報を水道局に提供し、下水道使用料算定に反映させる必要があることから、外部提供する必要性がある。

#### (2) 本人に通知しないことの合理的理由について

下水道使用料の賦課は、制度移行後も藤沢市の条例に基づいて行われるため、通知しないことが本人に不利益となる性質のものではなく、また、通知する対象者が多数で、当該通知の費用及び事務量が膨大となることから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるため、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

#### (3) コンピュータ利用について

##### ア コンピュータ利用の必要性

それぞれの情報を上下水道料金管理システムによりオンラインで結合することで、双方が最新の情報に基づき事務を行うことが可能となり、利便性・正確性・効率性の向上と事務処理の迅速化を図れることから、コンピュータ利用の必要性は認められる。

##### イ 取り扱う個人情報の範囲

オンラインで提供される情報及び提供される情報は、次のとおりである。

##### (ア) 提供される個人情報

水栓番号、使用者名、使用場所、納入通知書送付先氏名・住所・電話番号、収納情報、口座情報、水道使用水量、減免対象者氏名・理由、水道使用開始・休止年月日

##### (イ) 提供する個人情報

下水道汚水排除量、減免対象者氏名・理由、下水道使用開始・休止年月日、井水使用者氏名・住所

##### ウ 安全対策

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護及び安全対策を図るため、「藤沢市コンピュータ管理運営規程」及び「パーソナルコンピュータ運用基準」並びに「藤沢市下水道システム業務取扱要領」の遵守と、各市町の上下水道情報については、使用者個々の情報に市町コードを設定して識別・管理

され、当該市町以外の情報を検索、更新することができないようになっていること及び藤沢市においては、職員個々に設定したパスワードによりログインすることで他の市町の情報は検索できないことから、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上